

公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター

個人情報保護規程（規程第19号）

特定個人情報挿入JIS版

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「当法人」という。）定款第56条に従い、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（適用範囲）（1）

第2条 この規程は、当法人の個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について定める。

（1）当法人の事業の用に供している個人情報をこの個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲とし、当法人の全役職員の個人情報は事業の用に供している個人情報とする。

（2）当法人の全役職員をこの個人情報保護マネジメントシステムの人的適用範囲とする。

2 当法人は、次の事項を行う際に、「JIS Q15001:2006 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項（以下「JIS」という。）」を用いることができる。

（1）個人情報マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善すること

（2）JISと個人情報保護マネジメントシステムとの適合性について自ら確認し、適合していることを自ら表明すること

（3）組織外部又は本人に、JISと個人情報保護マネジメントシステムの適合性について確認を求めること

（4）外部機関（経済産業省が所管するプライバシーマーク付与機関又は付与指定機関）による個人情報保護マネジメントシステムの認証又は登録を求めること

（用語及び定義）（2）

第3条 この規程で用いる主な用語及び定義は、次表のとおりとする。ただし、次表で定めがある場合を除き、個人情報保護法の第2条に定義があるものについては、当該定義を準用する。

号	規程の用語	本規程の定義
1	個人情報(2.1)	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
2	本人(2.2)	個人情報によって識別される特定の個人をいう。
3	事業者(2.3)	事業を営む法人その他団体又は個人をいう。
4	個人情報保護管理者(2.4)	理事長によって当法人の内部の者から指名された者であつて、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を持つ者をいう。
5	個人情報保護監査責任者(2.5)	理事長によって当法人の内部の者から指名された者であつて、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を持つ者をいう。（総括個人情報保護管理者を兼ねることはできない。）

号	規程の用語	本規程の定義
6	本人の同意(2.6)	本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。 本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者(精神障害など物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない者)の場合は、法定代理人等の同意も得なければならない。
7	個人情報保護マネジメントシステム(2.7)	当法人が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。
8	不適合(2.8)	J I S及びJ I Sに準拠した当法人の規程等に定めた要求を満たしていないことをいう。
9	役職員(従業者)	当法人の組織内で直接間接に理事長の指揮監督を受けて業務に従事している者(役員、正職員、嘱託職員、非常勤嘱託職員、臨時職員、非常勤職員、派遣社員等)をいう。
10	PMS(略語) ※必要に応じて使用する	個人情報保護マネジメントシステムの略称をいう。
11	開示対象個人情報	コンピューター等を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物又は一定の規則に従って整理、分類し、目次、索引、符号などを付すことにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、事業主が、本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有するものをいう。

第3条の2 個人番号及び特定個人情報に関して用いる主な用語及び定義は、次表のとおりとする。ただし、次表で定めがある場合を除き、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の第2条に定義があるものについては、当該定義を準用する。

号	規程の用語	本規程の定義
1	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号)。
2	特定個人情報	個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。
3	特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
4	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
5	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
6	事務取扱責任者	理事長によって当法人の内部の者から指名された者であって、個人番号を取り扱う事務の担当課長をいう。
7	事務取扱担当者	理事長によって当法人の内部の者から指名された者であって、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

第2章 要求事項

(一般要求事項) (3.1)

第4条 当法人は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善するものとする。その要求事項は、本規程、個人情報保護方針、個人情報保護マネジメントシステム運用マニュアル等に定めるものとする。

(個人情報保護方針) (3.2)

第5条 理事長は、個人情報保護の理念を明確にした上で、次の事項を含む個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し、かつ、維持する。

- (1) 当法人の事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること（特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（以下、「目的外利用」という。）を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む。）
- (2) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること。
- (3) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること。
- (4) 苦情及び相談への対応に関すること。
- (5) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること。
- (6) 理事長の氏名
- (7) 当該方針の内容に関する問合せ先
- (8) 制定年月日及び最終改訂年月日を表示

2 理事長は、個人情報保護方針を文書（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。）化し、事務所内に掲示し、役職員に周知させるとともに、一般の人が入手可能な措置として、当法人のホームページに掲載（トップページ又は次のページにリンクを設定する。）し、送付要求にも応じるものとする。

第3章 計画

(個人情報の特定) (3.3.1)

第6条 当法人は、事業において取扱うすべての個人情報を特定するための手順を確立し、かつ、維持するものとする。

(法令、国が定める指針その他の規範) (3.3.2)

第7条 当法人は、J I S、個人情報の取扱いに関する法令（条例を含む。）、国が定める指針、その他の規範等（以下、「関係法令等」という。）を特定し参照できる手順を確立し、かつ、維持するものとする。

(リスクなどの認識、分析及び対策) (3.3.3)

第8条 当法人は、特定した個人情報について、目的外利用を行わないため、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持するものとする。

2 当法人は、特定した個人情報について、その取扱いの各局面におけるリスク（個人情報の漏えい、滅失又はき損、関係法令等に対する違反、想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれ）を認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持するものとする。

第4章 体制及び責任

(資源、役割、責任及び権限) (3.3.4)

第9条 理事長は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善するため

に不可欠な資源を用意するものとする。

- 2 理事長は、個人情報保護マネジメントシステムを効果的に実施するために役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、役職員に周知するものとする。
- 3 理事長は、JIS及び個人情報保護マネジメントシステムの内容を理解し実践する能力のある個人情報保護管理者を当法人の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせるものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改善の基礎として、理事長に個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を報告するものとする。

第9条の2 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者が変更することになる場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。理事長はかかる引継ぎが行われたか確認するものとする。

(内部規程) (3.3.5)

第10条 当法人は、次の事項を含む内部規程を「個人情報保護マネジメントシステム運用マニュアル」として文書化し、かつ、維持するものとする。

- (1) 個人情報を特定する手順に関する規定
 - (2) 関係法令等の特定、参照及び維持に関する規定
 - (3) 個人情報に関するリスクの認識、分析及び対策の手順に関する規定
 - (4) 当法人の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関する規定
 - (5) 緊急事態（個人情報が漏えい、滅失又はき損をした場合）への準備及び対応に関する規定
 - (6) 個人情報の取得、利用及び提供に関する規定
 - (7) 個人情報の適正管理に関する規定
 - (8) 本人からの開示等の求めへの対応に関する規定
 - (9) 教育に関する規定
 - (10) 個人情報保護マネジメントシステム文書の管理に関する規定
 - (11) 苦情及び相談への対応に関する規定
 - (12) 点検に関する規定
 - (13) 是正処置及び予防処置に関する規定
 - (14) 代表者による見直しに関する規定
 - (15) 内部規程違反等による罰則に関する規定（この規定は、「職員就業規程」及び「職員の懲戒処分に
関する要綱」を準用する。）
- 2 当法人は、事業の内容に応じて、個人情報保護マネジメントシステムが確実に適用されるように、「個人情報保護マネジメントシステム運用マニュアル」を改定するものとする。

(計画書) (3.3.6)

第11条 当法人は、個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために必要な教育、監査などの計画を少なくとも年1回以上立案し、文書化し、かつ、維持するものとする。

(緊急事態への準備) (3.3.7)

第12条 当法人は、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。

- 2 当法人は、個人情報が漏えい、滅失又はき損をした場合に想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれを考慮し、その影響を最小限とするための手順を確立し、かつ、維持するものとする。
- 3 当法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に備え、次の事項を含む対応手順を定め、かつ、維持するものとする。
 - (1) 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと

- (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること
- (3) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること
- (4) 取扱いの委託を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損に関して、直ちに委託元に報告すること

第5章 実施及び運用

第1節 運用手順

(運用手順) (3.4.1)

第13条 当法人は、個人情報マネジメントシステムを確実に実施するために、運用の手順を明確にするものとする。

第2節 取得、利用及び提供に関する原則(3.4.2)

(利用目的の特定) (3.4.2.1)

第14条 個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。個人情報の取得に当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定し、その目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならない。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第14条の2 当法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

号	区 分	利 用 目 的
1	役職員に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票に関する事務
		雇用保険に関する事務
		労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
		健康保険・厚生年金保険に関する事務
2	役職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書に関する事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第14条の3 前条の個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) 税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報

2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

(適正な取得) (3.4.2.2)

第15条 個人情報は、適法かつ公正な手段によって取得するものとする。

(特定個人情報の取得の制限)

第15条の2 第14条の2に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を取得しないものとする。

(本人確認)

第15条の3 特定個人情報を取得するときは、番号法第16条に定める各方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該本人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限) (3.4.2.3)

第16条 次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供は行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、明示的な本人の同意がある場合及び第19条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 思想、信条又は宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く。)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療又は性生活に関する事項

(本人から直接書面によって取得する場合の措置) (3.4.2.4)

第17条 本人から、書面(電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。)に記載された個人情報を直接に取得する場合には、少なくとも、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、書面によって本人に明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合、第18条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合、及び第19条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当法人の名称
- (2) 個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先
- (3) 利用目的
- (4) 個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項
 - ① 第三者に提供する目的
 - ② 提供する個人情報の項目
 - ③ 提供の手段又は方法
 - ④ 当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
 - ⑤ 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨
- (5) 個人情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨
- (6) 第29条～第32条に該当する場合(個人情報の開示等に応じる必要がある場合)には、その求めに応じる旨及び問合せ窓口
- (7) 本人が当法人に個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (8) 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨

(個人情報を第17条以外の方法によって取得した場合の措置) (3.4.2.5)

第18条 個人情報を第17条以外の方法によって取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとき

- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用に関する措置) (3.4.2.6)

第19条 当法人は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用するものとする。

2 特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、少なくとも、第17条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(特定個人情報の利用目的)

第19条の2 当法人が、役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第14条の2に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(個人番号の利用制限)

第19条の3 当法人は、個人番号を第14条の2に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 当法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条の4 当法人が特定個人情報ファイルを作成するのは、第14条の2に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(本人にアクセスする場合の措置) (3.4.2.7)

第20条 当法人は、個人情報を利用して本人にアクセスする場合には、本人に対して、第17条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第17条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、既に本人の同意を得ているとき
- (2) 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取扱うとき
- (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する事業者が、既に第17条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱うとき
- (4) 個人情報が特定の者との間で共同して利用され、共同利用者が、既に第17条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ① 共同して利用すること
 - ② 共同して利用される個人情報の項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 共同して利用する者の利用目的
 - ⑤ 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

⑥ 取得方法

- (5) 第 18 条のただし書き(4)に該当するため、利用目的などを本人に明示、通知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人にアクセスするとき
- (6) 第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合

(提供に関する措置) (3.4.2.8)

第 21 条 個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、取得方法及び第 17 条(1)～(4)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第 17 条又は第 20 条の規定によって、既に第 17 条(1)～(4)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に明示又は通知し、本人の同意を得ているとき。
- (2) 大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ本人に通知し、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき。
- ① 第三者への提供を利用目的とすること
 - ② 第三者に提供される個人情報の項目
 - ③ 第三者への提供の手段又は方法
 - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
 - ⑤ 取得方法
- (3) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、法令に基づき又は本人若しくは当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合であって、前号で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- (4) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託するとき。
- (5) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供された場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき。
- (6) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- ① 共同して利用すること
 - ② 共同して利用される個人情報の項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
 - ⑥ 取得方法
- (7) 第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合

(特定個人情報の提供制限)

第 21 条の 2 当法人は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供しないものとする。

第 3 節 適正管理(3.4.3)

(正確性の確保) (3.4.3.1)

第 22 条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を、正確、かつ、最新の状態で管理するものとする。

(安全管理措置) (3.4.3.2)

第23条 当法人は、個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要、かつ、適切な措置を講じなければならない。

(役職員の監督) (3.4.3.3)

第24条 当法人は、役職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該役職員に対し必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督) (3.4.3.4)

第25条 当法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定するものとする。このため、委託を受ける者を選定する基準を確立するものとする。

2 当法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

3 当法人は、次に示す事項を契約によって規定し、十分な個人情報の保護水準を担保するものとする。

- (1) 委託者及び受託者の責任の明確化
- (2) 個人情報の安全管理に関する事項
- (3) 再委託に関する事項
- (4) 個人情報の取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- (5) 契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
- (6) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- (7) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

4 当法人は、当該契約書などの書面を個人情報の保有期間にわたって保存するものとする。

(特定個人情報の委託)

第25条の2 当法人は、特定個人情報の取扱いを委託しないものとする。

第4節 開示対象個人情報に関する本人の権利(3.4.4)

(開示対象個人情報に関する権利) (3.4.4.1)

第26条 開示対象個人情報に関して、本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）を求められた場合は、第29条から第32条の規定によって、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、開示対象個人情報ではない。

- (1) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- (2) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- (3) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- (4) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(開示等の求めに応じる手続) (3.4.4.2)

第27条 本人からの開示等の求めに応じる手続として、次に示す事項を定めるものとする。

- (1) 開示等の求めの申し出先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
- (3) 開示等の求めをする者が、本人又は代理人であることの確認の方法
- (4) 第29条又は第30条による場合の手数料の徴収方法

2 手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

3 第29条又は第30条によって本人からの求めに応じる場合に、手数料を徴収するときは、実費を勘案

して合理的であると認められる範囲内において、その額を定めなければならない。

(開示対象個人情報に関する事項の周知など) (3.4.4.3)

第28条 取得した個人情報が開示対象個人情報に該当する場合は、当該開示対象個人情報に関し、次の事項を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 当法人の名称
- (2) 個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先
- (3) すべての開示対象個人情報の利用目的。ただし、第18条第1項(1)～(3)に該当する場合を除く
- (4) 開示対象個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先
- (5) 第27条によって定めた手順

(開示対象個人情報の利用目的の通知) (3.4.4.4)

第29条 本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報について、利用目的の通知を求められた場合には、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、第18条第1項(1)～(3)のいずれかに該当する場合又は第28条(3)によって当該本人が識別される開示対象個人情報の利用目的が明らかな場合は、利用目的の通知を必要としないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。

(開示対象個人情報の開示) (3.4.4.5)

第30条 本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報の開示(当該本人が識別される開示対象個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、本人に対して、遅滞なく、当該開示対象個人情報を書面(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)によって開示するものとする。ただし、開示することによって次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示する必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

(開示対象個人情報の訂正、追加又は削除) (3.4.4.6)

第31条 本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報の内容が事実でないという理由によって当該開示対象個人情報の訂正、追加又は削除(以下、本条において「訂正等」という。)を求められた場合は、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該開示対象個人情報の訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の訂正等を行ったときは、その旨及びその内容を、本人に対し、遅滞なく通知し、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を、本人に対し、遅滞なく通知する。

(開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権) (3.4.4.7)

第32条 本人から当該本人が識別される開示対象個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、本条において「利用停止等」という。)を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 前項の措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知しなければならない。ただし、第30条(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、利用停止等を行う必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。

第5節 教育

(教育) (3.4.5)

第33条 当法人は、役職員に、定期的に適切な教育を行わなければならない。

- 2 教育を行うにあたっては、役職員に、関連する各部門及び階層における次の事項を理解させる手順を

確立し、かつ、維持するものとする。

- (1) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点
 - (2) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任
 - (3) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果
- 3 教育の計画及び実施、結果の報告及びそのレビュー、計画の見直し並びにこれらに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ維持するものとする。

第6節 個人情報保護マネジメントシステム文書

(文書の範囲) (3.5.1)

第34条 当法人の、個人情報保護マネジメントシステムの基本となる要素を記述した文書（以下、「マネジメントシステム文書」という。）を次のとおり定める。

- (1) 個人情報保護方針
- (2) 個人情報保護規程
- (3) 個人情報保護マネジメントシステム運用マニュアル
- (4) 計画書
- (5) J I Sが要求する記録及び当法人が個人情報保護マネジメントシステムを実施する上で必要と判断した文書及び記録等

(文書管理) (3.5.2)

第35条 当法人は、J I Sが要求するすべての文書（記録を除く。）を管理する手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。

2 文書管理の手順には、次の事項が含まなければならない。

- (1) 文書の発行及び改訂に関すること
- (2) 文書の改訂の内容と版数との関連付けを明確にすること
- (3) 必要な文書が必要なときに容易に参照できること

(記録の管理) (3.5.3)

第36条 当法人は、個人情報保護マネジメントシステム及びJ I Sの要求事項への適合を実証するために必要な記録を作成し、かつ、維持するものとする。

2 前項の記録の管理についての手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。

第7節 苦情及び相談

(苦情及び相談への対応) (3.6)

第37条 個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

2 前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

第6章 点 検(3.7)

(運用の確認) (3.7.1)

第38条 個人情報保護マネジメントシステムが適切に運用されていることが各部門及び階層において定期的に確認されるための手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

(監 査) (3.7.2)

第39条 個人情報保護マネジメントシステムのJ I Sへの適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を定期的に監査するものとする。

- 2 理事長は、公平、かつ、客観的な立場にある個人情報保護監査責任者を当法人の内部の者から指名し、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。
- 3 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。ま

た、監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保するものとする。

4 監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。

(是正処置及び予防処置) (3.8)

第40条 不適合に対する是正処置及び予防処置を確実に実施するための責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。その手順には、次の(1)～(5)の事項を含めなければならない。

- (1) 不適合の内容を確認する。
- (2) 不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案する。
- (3) 期限を定め、立案された処置を実施する。
- (4) 実施された是正処置及び予防処置の結果を記録する。
- (5) 実施された是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。

第7章 事業者の代表者による見直し

(理事長による見直し) (3.9)

第41条 理事長は、個人情報の適切な保護を維持するために、定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直さなければならない。

2 理事長による見直しにおいては、次の事項を考慮するものとする。

- (1) 監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告
- (2) 苦情を含む外部からの意見
- (3) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- (4) 個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範の改正状況
- (5) 社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化
- (6) 当法人の事業領域の変化
- (7) 内外から寄せられた改善のための提案

(委任)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。